毎週月.水. 金曜日発行

# 富山県報

平成26年3月26日

号 外(9)

目

次

規 則

○富山県救急業務高度化推進協議会規則

1

.....規 規 ......則

富山県救急業務高度化推進協議会規則を次のように定め、公布する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

# 富山県規則第33号

富山県救急業務高度化推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、消防法(昭和23年法律第186号)第35条の8第1項に規定する協議会の名称、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 消防法第35条の8第1項に規定する協議会の名称は、富山県救急業務高度 化推進協議会(以下「協議会」という。)とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、消防法第35条の8第1項及び第4項に定める事務を行うほか、 救急業務の高度化の推進に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第4条 協議会は、委員20人以内で組織する。

(任期等)

**第5条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続き その職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

### 第6条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、それぞれ委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

### 第7条 協議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会及び幹事)

## 第8条 協議会に、特定の事項を調査審議させるため、幹事会を置く。

- 2 幹事会の設置及びその調査審議すべき事項は、会長が協議会に諮って定める。
- 3 幹事会は、幹事20名以内で組織する。
- 4 幹事は、委員の属する機関の職員その他の救急業務に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。
- 5 幹事会に幹事長を置き、幹事の互選によりこれを定める。
- 6 幹事長は、幹事会を掌理する。
- 7 幹事長に事故があるときは、あらかじめ幹事長の指名する幹事が、その職務を 代理する。
- 8 前条の規定は、幹事会について準用する。この場合において、前条中「協議会」 とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「幹事長」と、「委員」とあるの は「幹事」と読み替えるものとする。
- 9 協議会は、その定めるところにより、幹事会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(部会)

- **第9条** 幹事会に、専門の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。
- 2 部会の設置、組織及び調査審議すべき事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。 (委員以外の者の出席)
- 第10条 協議会又は幹事会は、必要に応じ、委員又は幹事以外の者の出席を求め、 説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、知事政策局において処理する。

(細則)

第12条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が 協議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行後最初に任命される委員の任期は、第5条第1項本文の規定に かかわらず、平成28年3月31日までとする。

(消防課)

平成26年3月26日印刷発行

発 行 富

山県